

平成 年 月 日

保護者 様

東京学芸大学附属大泉小学校

校長 柴田 義晴

日本スポーツ振興センターについて

今回のけがは学校管理下のけがですので、日本スポーツ振興センターへの請求手続きを行います。同封の書類を医療機関（調剤薬局・柔道整復師含む）にご提出いただき、必要事項を記入していただき、学校に提出してください。審査後、給付金及び見舞金が決定します。なお、審査の結果、一部対象にならない場合もありますので、御承知おきください。

日本スポーツ振興センター

治療を始めてから治療費が保険診療で5000円（診療点数500点または自己負担1500円）以上負担の場合に請求できます。（ほとんどが対象内です）

学校管理下でのケガの場合、原則として保険診療（保険証を使用して3割負担）をお願いしています。しかし就学児医療証を使用して自己負担がない場合でも、1割の給付が受けられます。（保険証使用時は4割給付）

①医療等の状況…受診した医療機関で記入していただけてください。（保護者の記入はありません）

②調剤報酬明細書…処方薬がある場合は、薬局で記入していただけてください。

③**債主データ登録票は保護者をご記入ください。（お振り込みするために必要です）**

基本データの名称はお子さまの名前、銀行データは保護者名義の口座をご記入ください。

- ・請求は1か月ごとにできますが、数か月まとめて請求しても結構です。（用紙は1か月につき1枚です。）
- ・同一災害の医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ・災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないとなくなります。

ご不明な点は保健室までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

